

第 2 3 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から 午後 3 時 1 2 分

2. 会議の場所 亶理町中央公民館視聴覚室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

1 番 森 昌 敏	2 番 三戸部 孝 二	3 番 安 住 郁 子
4 番 小 野 稔	5 番 長 田 邦 雄	6 番 伊 藤 富 敏
8 番 加 藤 正 純	9 番 安 住 政 男	1 0 番 佐 藤 利 洋
1 1 番 鈴 木 周 吾	1 2 番 齋 藤 憲 一	1 3 番 神 田 昇
1 4 番 武 澤 文 男	1 5 番 佐 伯 健	

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 3 名)

1 6 番 古 眞 眞	1 7 番 菊 地 英 一	1 8 番 齋 広 行
1 9 番 齋 藤 幸 一	2 0 番 渡 邊 善 徳	2 1 番 大 槻 久美子
2 2 番 齋 藤 勝 市	2 3 番 菊 池 淑 郎	2 4 番 森 敏 夫
2 7 番 小 野 忠 良	2 8 番 鈴 木 誠 司	2 9 番 三戸部 誠 一
3 0 番 片 平 洋 之		

4. 欠席者

(1) 農業委員 (なし)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2 名)

2 5 番 南 條 栄 一、2 6 番 千 葉 義 昭

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 非農地証明願いについて

日程第 6 第 5 号議案 令和元年度第 7 号亶理町農地土地利用集積計画 (案) について

日程第7 第6号議案 非農地判断について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、参事兼総務班長 森 秀之、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、第23回亘理町農業委員会総会の開会を宣した。

議長 まず、事務局より経過報告をお願いします。

事務局長 (配布資料を読み上げ報告)

議長 ありがとうございます。なお、次回の総会までの日程については、12月17日に亘理と逢隈で地区委員会、12月18日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は12月20日の予定でございます。また、むつみ会主催による農政懇談会については、12月20日開催の予定で開催場所等について調整中ですが、日時、場所が確定した時点で改めて皆さまに通知する予定です。

なお、25番、南條栄一推進委員、26番、千葉義昭推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、6番、伊藤富敏委員、8番、加藤正純委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議して参りますのでよろしくをお願いします。それでは、亘理地区委員長さんよりお願いします。

10番 (順位1番から順位2番について議案朗読)

亘理地区委員会としては判断を保留しました。理由は、順位2番の譲受人の経営面積が●●aで、購入するには少ない。順位2番の購入をするために順位1番の使用貸借するものと判断しましたが、(順位2番の譲渡人)の土地は(譲受人)宅の敷地を通らないと入ってゆけない場所です。

- 議 長 1 番と 2 番については互理地区委員会としては異議ありとの判断で
しょうか。
- 1 0 番 1 番については、(譲渡人) が作っていたものを (譲受人) と共同で
耕作しているとのこと。そのため現状のままでもよいのではとの判断と、借りることにより 5 反要件を満たし 2 番の購入をする
ためと判断した。ただし、(順位 2 番の譲渡人) の土地は (譲受人)
の庭先を通らないと入れないという事情もあるため、そのあたりの判
断をどうすればよいか、検討をお願いしたい。
- 高橋主事 補足説明します。互理地区委員長の説明のとおりですが、2 番の (譲
渡人) の土地は、(譲受人) に永小作権が設定されており、(譲受人)
が管理、耕作しています。(譲渡人) の土地はこの ● a のみであり、
永小作権設定している (譲受人) と売買するのが適当であるというこ
とは互理地区委員会でも意見のあったところです。但し (譲受人) は
経営面積が ●● a ということで、5 0 a 要件を満たしていないので農
地を取得できませんが、同時の申請で 5 0 a を超えるよう申請すれば、
売買できることとなります。1 番の申請によって 5 0 a を超えますが、
1 番が不許可となると、2 番も同時に不許可となるものです。地区委
員会の後日、(順位 1 番の譲渡人) からお話を伺ったところ、以前は
(譲受人) の土地も手伝っていたが、仕事が忙しくなってきたので、
(譲受人) に機械を貸し、耕作してもらいたいとの考えがあり、退職
している (譲受人) は時間的に余裕があるので面積を増やしたいとい
う考えもあるようです。
- 議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員長さんお願いします。
1 番 (順位 3 番から順位 4 番について議案朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員長さんお願いします。
6 番 (順位 5 番について議案朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 1 号議案の説明が終わりましたが、ご質
問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、
議席番号を申し上げて頂くようお願いいたします。
- 2 4 番 1 番と 2 番についてはここで明確にしなくてはならない。異常な事例
だけに、これを許せばこれからいろんな問題が出る。十分に審議をし
てもらいたい。裏工作でなく、法に基づきキチンとしてもらいたい。
- 6 番 順位 2 番については、(譲渡人) の土地に入るのに (譲受人) の土地を

通る必要があるのであれば、50a未満で農家要件がない場合の特例はなかったか。

高橋主事 特例については、農地の位置、面積、形状から隣接農地と一体的に利用する必要のあるものについては50a未満でも取得できるとありますが、これは順位4番のような事例です。(譲受人)の場合は、隣接しているのが宅地のため、この要件に当てはまらないものです。

議長 先ほどの24番の意見について事務局より答弁します。

事務局長 先ほどのご意見についてお答えします。委員会の中で十分に審議したいと思います。また、採決の方法についても慎重に行いたいと思います。

議長 吉田地区委員会は順位1番については●●地内ですが、何か意見はありませんか。

1番 特にありません。

6番 1番は使用貸借で50aにするためというのが見え透いている。1番の移転をしたいのであれば、まず2番を取り下げて改めて申請すべきでは。

高橋主事 亘理地区委員会では、順位2番については理解できるとの意見でしたが、順位1番については、田の耕作を(譲渡人)に頼んでいるのになぜ(譲渡人)から借り受けるのか疑問であるとの意見でした。地区委員会の後日、(譲渡人)から話を伺いましたが、それらは以前の状況であり、(譲受人)は退職し時間ができ、(譲渡人)は勤務時間が不規則になったので農地を管理しきれないことから、(譲受人)に機械を貸して農地を管理してもらおうという事で、(譲受人)が(譲渡人)に頼んでいた分は自作し、(譲渡人)は土地を貸して耕作してもらいたいとのことでした。

議長 他にご質問、ご異議ありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第1号議案は異議ありましたので、採決は順位1番から順次、会議規則第17条第1項の規定に則り、農業委員の挙手により行うこととしてよろしいか伺います。

12番 時期をずらして再度申請するとかスムーズに審査する方法はないか。今の複雑な状況では、各委員が判断を求められても難しいのではないかと思います。もう少し理解できるような材料はないでしょうか。

- 高橋主事 (譲受人)が本当に耕作できるかという点が重要と思われま
す。50a要件よりも、他に耕作をお願いしながら、これから借りて
実際に耕作できるのかということと思われま
す。時期をずらして申請する
というのであれば、保有機械を揃え
るとか、もう少し具体的な計画で
再度申請して頂くことが必要と考
えます。
- 27番 (譲受人)は今年の作付けはしているのか。
- 9番 (順位1番の譲渡人)は(譲受人)から20aを借りて我々と一緒に
稲作をしている。(譲受人)が耕作しているのはあまり見かけない。
●●●●●しかないのに、これ以上拡大してもどうかと思う。
- 6番 (譲受人)は農家要件を備えたいという希望はあるのか。どうしても
農業したいとのことであればよいが、今までの意見は、頼んでいる状
況でなぜこのようなことをしたいのかということのようです。順位2
番の取得のために50a要件を満たすことが目的でも、永小作権で耕
作できるので、順位1番2番とも取り下げしても耕作に支障ないと考
えます。
- 議長 (譲受人)は取り下げする気はないのですか。本人はそれでも総会で
諮って欲しいということでしょうか。
- 10番 (順位2番の譲渡人)が高齢で、昔から永小作権で(譲受人)に使っ
てもらっており、土地への出入りも(譲受人)の家の前を通らざるを
得ない、となると他へ売買できないという事情もあるようです。
- 高橋主事 先程の(譲受人)の作付け状況に係る質問にお答えします。畑2反と
田2反を所有していますが、田は●●地区で作っており、畑は自作し
ていると本人から説明ありましたが、内容については確認していま
せん。
- 議長 田2反は(順位1番の譲渡人)が借りて耕作しているということですか。
- 9番 ●●●●地区のうち、(譲受人)が20aを(順位1番の譲渡人)に貸
している。(譲受人)と(順位1番の譲渡人)は親戚同士です。
- 森 参事 農業委員会を通した貸し借りではなく、作業受委託ではないかと思
われます。
- 27番 今年作付けしていてももう少し増やしたいというのであれば理解でき
るが、何もしていないのに今後本当にできるのかという事になる。
- 22番 これ以上議論しても何も決まらないと思う。次回に持ち越してはど
う

か。

議 長 順位 1 番及び順位 2 番については次回に持ち越し、その間、申請者に
取り下げを含めて話し合いをさせていただきたいとの申し出が事務局
よりありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 第 1 号議案の順位 3 番、4 番、5 番について採決いたします。第 1 号
議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について、順位 3 番、
4 番、5 番については許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議については、
順位 1 番、2 番を除き、3 番、4 番、5 番について許可することに決
定します。

日程第 3、第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議につい
てを議題とします。地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりま
すので、よろしくお願ひいたします。それでは、逢隈地区委員長さん
お願ひします。

6 番 (順位 1 番について議案朗読)

関連するので、第 3 号議案の順位 5 番について併せて説明します。土
地の表示は同じです。譲渡人、譲受人も同じです。(以下、議案朗読
及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたがご質問、
ご意見がありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決いたします。第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申
請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については、許可
相当とすることに決定します。

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議
についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議し
てまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、始めに亘

(発言なし)

- 議長 なければ採決いたします。第3号議案は不許可とすべき意見がありましたので、採決は順位3番から順次、会議規則第17条第1項の規定により、農業委員の挙手により行うこととしてよろしいか伺います。
- 6番 3番については、県まで申請したいとの申請者の意向だが、ここで不許可になると県に上げられないか。
- 高橋主事 委員会では不許可相当として県に進達します。
- 事務局長 ここで不許可となりそれで終わりではなく、転用申請なので委員会として許可相当または不許可相当の意見を付けて県に進達するものです。
- 議長 いまの回答でよろしいですか。順位3番について採決いたします。許可相当について賛成の農業委員の挙手を求めます。順位3番について賛成の委員は挙手願います。

(挙手なし)

- 議長 挙手なしであります。よって順位3番の案件については不許可相当と決定します。
- 議長 順位4番について採決いたします。許可相当について賛成の農業委員の挙手を求めます。順位4番について賛成の委員は挙手願います。

(挙手あり)

- 議長 挙手全員であります。よって順位4番の案件については許可相当と決定します。
- 議長 順位5番について採決いたします。許可相当について賛成の農業委員の挙手を求めます。順位5番について賛成の委員は挙手願います。

(挙手あり)

- 議長 挙手全員であります。よって順位5番の案件については許可相当と決定します。
- 日程第5、第4号議案、非農地証明願いについてを議題とします。地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、吉田地区委員長さんお願いします。

1番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)

- 議長 第4号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありませんか。
- 24番 資材置場は貸していたものか、自分で使うものか。
- 27番 自分の資材置場となっており、貸してはいない。

高橋主事 自分の資材置場にするために近くの土地と交換しています。平成20年の許可済みの部分があとから交換した部分となります。

議長 よろしいですか。その他ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第4号議案、非農地証明願いについては原案どおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 第4号議案、非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定します。

日程第6、第5号議案、令和元年度第7号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

森 参事 (議案書の朗読及び補足説明)

議長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第5号議案、令和元年度第7号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようなので、第5号議案、令和元年度第7号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第7、第6号議案、非農地判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主事 (追加資料の説明、議案書の朗読及び補足説明)

議長 第6号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 資料等を確認していただいたのち、採決いたします。

高橋主事 (補足説明)

議長 よろしいでしょうか。なければ採決に移ります。第6号議案、非農地判断については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようなので、第6号議案、非農地判断については原案どお

り承認する事に決定いたします。

以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から通達事項 1 件、報告事項 3 件、事務連絡が 1 件ございます。まず通達事項ですが、農業委員の綱紀粛清についての通知文書ありますので、このことについては会長から申し上げます。

会長 綱紀粛清について申し上げます。(綱紀粛清についての通知朗読)

事務局長 報告事項の 1 点目、農業委員の欠員補充に係る応募状況について、森参事より説明いたします。

森参事 資料はございませんが、11月19日現在、応募者はありません。応募に係る相談は 1 件ありました。12月4日まで募集しています。

事務局長 報告事項 2 点目、農業経営改善計画認定農家について森参事より説明いたします。

森参事 (配布資料朗読及び補足説明)

事務局長 報告事項の 3 点目、農地パトロールの結果について、高橋から説明いたします。

高橋主事 (配布資料朗読)

事務局長 (事務連絡)

以下、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者武澤文男委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 3 時 12 分